

放課後等デイサービス自己評価表

令和2年3月9日

地域療育センターふれあいなかま

		チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	改善目標、工夫していること
環境・ 体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	○			
	②	職員の配置数は適切であるか	○			子ども1～2人に対して1人の職員をつけられる人数を確保し、安全確保と丁寧な支援ができる体制をとっている。
	③	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか		○		完全ではない。
業務改善	④	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか	○			
	⑤	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	○			
	⑥	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	○			平成31年3月よりHPで公開している
	⑦	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか			○	苦情受付を依頼している第三者委員との会議を開催し、社協の実施する福祉サービスの評価について情報交換を行った。
	⑧	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○			利用者が増えたことや働き方改革の推進により、研修の時間を営業時間外に持つことが難しくなってきた。これまでと同等の機会をどう確保するかについて検討が必要。
適切な 支援の提供	⑨	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか		○		到達目標をより具体化していく。
	⑩	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○			情報収集項目について追加、修正を行った。
	⑪	活動プログラムの立案をチームで行っているか	○			常勤職員で立案し、打ち合わせ時や療育記録用紙の記載をもって非常勤職員に伝えている。
	⑫	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	○			1つの活動をどの程度段階分けする必要があるかは個別に異なる。細かく段階分けして取り組む必要がある児童に対しては、あえて同じプログラムを継続している。 段階分けの必要性が低く、同じことの繰り返しではモチベーションが下がってしまうタイプの児童に対しては、活動に変化を持たせるようにしている。 いずれにしても「子どもが意欲的に取り組める

					こと」を第一条件にプログラムを考えている。また、児童それぞれの興味関心をより高める事物をグループ活動の中に取り入れる等し、グループにおける個別支援を工夫している。
	⑬	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか		○	できる限り努めているが、多機能型の事業所であることもあり、営業時間外に支援内容を検討する時間を持つことになる。よりきめ細やかな支援をしていくために、子ども達それぞれの担当職員の意見やアイデアを取り入れつつ課題設定をする必要があるが、働き方改革推進下で、その時間をどう確保していくかが課題。
	⑭	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課後等デイサービス計画を作成しているか	○		同上。 また、個別活動の内容と支援の充実のため、職員全員のスキルアップに引き続き取り組んでいく。
適切な支援の提供	⑮	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	○		
	⑯	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	○		
	⑰	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○		情報の共有がよりしやすくなるよう、随時様式の見直しを行っている。
	⑱	定期的モニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか	○		
	⑲	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせる支援を行っているか		○	それぞれに発達段階の違うグループ構成となっているため、グループ活動における個別支援の充実が課題。
関係機関や保護者との連携	⑳	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	○		できる限り児童発達支援管理責任者と担当者二人で出席するようにしている。
	㉑	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか		○	<ul style="list-style-type: none"> 下校時刻の確認については、主に保護者を介して行っているが、難しい場合は直接学校と連絡を取るようにしている。 送迎時に担任の先生と、当日の学校での様子や療育での取り組みについての情報交換を行ったり、利用日についての確認を行うなどしている。 送迎時に担任の先生がついておられない時は、近くにおられる先生に言伝たり、職員室に声をかけるようにしている。
	㉒	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等			

		と連絡体制を整えているか				
	⑳	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか	○			
	㉑	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか	○			他の放課後等デイサービス事業所への移行と進級に伴う学校への移行支援の例しかないが、担当国会議において他機関に直接か、相談支援事業所を通して間接的に、または必要に応じて書面にて他機関に情報提供を行っている。
	㉒	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	○			熊本県こども総合療育センターの施設支援により、今年度は部分的な構造化（室内の環境設定）に取り組んだ。
関係機関や保護者との連携	㉓	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか		○		夏休みなどの学校休暇時に児童館を利用し、施設外の子ども達と交流する機会を持っているが、交流する子どもは少人数である。
	㉔	（地域自立支援）協議会等へ積極的に参加しているか	○			自立支援協議会（共に生きる協議会）の他、荒尾市自立支援懇談会子ども部会の行う活動（保護者学習会）にも参画している。
	㉕	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか		○		保護者の仕事等の都合により、連絡の取りやすさに差がある。
	㉖	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っているか		○		児童発達支援ではペアレントプログラムを実施したが、放課後等デイではまだ実施できていない。
保護者への説明責任等	㉗	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	○			契約時に1時間程度かけて行っている。
	㉘	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○			相談の依頼があった際にはなるべく早く相談の時間をもち、必要に応じて保護者の同意のもとに他機関と連携して支援を行っている。
	㉙	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか		○		児童発達支援の親子療育でつながりのできた保護者方が、会合の機会を自主的に作ってくださり、OB保護者（放課後等デイ保護者）も含めて当センター内で不定期に茶話会が行われている。
	㉚	子どもや保護者からの苦情について	○			契約時に重要事項説明書を用いて口頭で説明、重要事項説明書の掲示をし、意見箱を常時設置

		て、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか				している。 「苦情」として受け付けた事はなかったが、問い合わせや希望など各スタッフが受付けたことは、必ず管理者に報告されており、管理者から返答した。
	③4	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	○			会報は定期的に発行しているが、グループごとに異なる活動や行事の予定は、個別に通知している。
	③5	個人情報に十分注意しているか	○			荒尾市社会福祉協議会で作成した「個人情報保護規程」に基づき個人情報を管理している。
	③6	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○			意思決定の支援として選択肢を用意し、伝達の支援としてカードコミュニケーションを取り入れている。また、子どもの状態を注意深く観察し、気持をくみとることができるよう、職員をできる限り加配している。
	③7	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか		○		地域の福祉団体等に居室を貸し出しているため、日ごろから多くの方が出入りされる施設であるが、福祉関係以外の地域住民の方が来所される機会は年に1度の餅つきのみである。
非常時等の対応	③8	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか		○		保護者への周知ができていないものについて準備していく。
非常時等の対応	③9	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	○			毎年、消火訓練、避難訓練、通報訓練を行っている。
	④0	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○			ふれあい福祉センターで策定した「障がい者虐待防止～職員用ハンドブック～」 「身体拘束廃止に関する指針」を職員全員が確認、共有している。 外部から専門講師を招き、社協全体で研修を行い、‘利用者の思いをくみとる適切な支援’について基本的人権をベースに考える機会を持った。 支援としての関わりが利用者や家族を不快にするものでないか、誰から見ても不適切でないかについては、支援後の振り返りの時間に自然と話が持ち上がり、話し合える職場環境である。 居室のドアや窓はできるだけ開放し、来所された方が自然に中を見られるような状態にしている。
	④1	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後		○		「身体拘束廃止に関する指針」（ふれあい福祉センター策定）において身体拘束の条件や対応について決定している。 療育支援の手だてに伴う一時的な行動制限があることについても、計画に記載し説明している。

	等デイサービス計画に記載しているか				
④②	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	○			毎年保護者記載の書面（個人台帳）をもって確認し、医師の指示についても保護者を通して確認している。
④③	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	○			気付いた職員が記録を作成し、対策も含めて職員全員に伝達している。